



9月定例会

<開会期間>

令和3年9月1日～9月17日

<おもな議案>

条例の一部改正

令和2年度各会計決算

令和3年度一般会計補正予算 など



(撮影日 令和3年10月9日)

水巻町周遊拠点施設 (ICOTTO!MIZUMAKI) で、キッチンカーを呼んで「秋の水巻まるしえ with キッチンカー」が開催されました。

フリーマーケットなども出店され、秋の心地よい日差しの中、訪れた人たちの笑顔や楽しそうな声が溢れるイベントになりました。



一般質問

※紙面の都合上、質問・答弁を要約して載せています。詳しくは、議会ホームページ※1をご参照ください。



公明党
松野俊子
久保田賢治
水ノ江晴敏

医療的ケア児の支援について

議員 (1) 町内の医療的ケア児の現状について伺います。

- (2) 保育所や小・中学校への看護師の配置及び受入体制はどうなっていますか。
- (3) 家族への相談窓口や各種制度の情報提供等はどうか。
- (4) 医療的ケア児の在宅レスパイト事業について伺います。
- (5) 災害時における医療的ケア児の支援の在り方について伺います。

町長 (1) 経管栄養や気管切開、人工呼吸器による管理など、濃厚な医療的ケアを必要とする

る医療的ケア児が2名、たん吸引など、医療行為を必要とする医療的ケア児が8名です。身体障害者手帳等をお持ちでない医療的ケア児については、完全には把握できていません。

- (2) 現在、町内で3つの保育施設に看護師が配置されています。小中学校の児童生徒の体調管理や緊急時の対応等は養護教諭が行っていますが、看護師を配置している小中学校はありません。病気や症状等が異なる全ての医療的ケア児を受け入れる体制を整えることは難しいと思われま。
- (3) 医療機関で訪問看護や福祉サービス等の情報提供を行っています。また、福祉課では、障がい児・者福祉ガイドブックを活用し、障害者手帳や福祉サービスの利用など各種制度の説明を行っています。
- (4) 令和2年4月から、医療的ケア等を訪問看護で代替することで、家族の負担軽減を図り、利用料の一部を助成する医療的ケア児在宅レスパイト事業を開始しました。
- (5) 人工呼吸器等の電源と、ベッドが置ける専用スペースが必要ですが、現在、本町が指定している避難所では、停電時の非常用電源を備えている公共施設がなく、特に体育館などでは、一般の避難者と分けて設置するスペースがないた

め、対応が難しい状況です。災害時に受入可能な施設の調査等、引き続き検討を続けます。

「産後ヘルパー派遣事業の充実」について

議員 (1) 現状の利用状況はどのようになっていますか。

- (2) 利用期間・料金・回数等はどうか。
- (3) 料金等の見直しのお考えはありますか。
- (4) 妊婦さんに対する周知は丁寧に行われていますか。
- (5) ホームページへの掲載が見つけにくく、改善すべきと考えますがいかがでしょうか。
- (6) 社会福祉協議会へ委託されていますが、子育て世代包括支援センターが産後ケア事業の一つとして、実施すべきではないですか。

町長 (1) 令和元年度は事前の登録申請が5件、利用実績は3件で、令和2年度はコロナの影響もあり、申請者は減少していますが、1件の登録申請があり、実際の利用に繋がっています。

- (2) 出産後6か月まで、多胎児の場合は1年まで利用できます。料金は1時間当たり生活保護世帯が二百円、町民税非課税世帯が五百円、

それ以外の世帯は千円です。利用回数は、出産1回につき40時間、多胎児の場合は百時間が上限です。利用回数は1日2回、1回につき2時間を限度としています。

- (3) 料金は本町の居宅介護サービスの家事支援における単価を参考に設定していますが、他自治体における実施状況等を参考に検討したいと考えています。
- (4) 妊娠の届出時に「産後に協力してくれる人はいない」と答えた人や、乳児家庭全戸訪問事業で周知を行っています。また、子育て支援係の窓口や子育て支援センターにチラシを配架しています。
- (5) 分かりやすい場所に掲載するよう、準備を進めたいと考えています。
- (6) 産後ケア事業は、主に助産院などの施設で、助産師等の専門職が母親の身体の休息を提供したり、育児の手法を指導したり、子育ての相談を受けたりするものです。一方、産後ヘルパー派遣事業は、子育て家庭にホームヘルパーを派遣し、育児又は家事の支援を家庭で行うものです。いずれも子育て世代包括支援センターの中で実施している事業と位置付けています。

「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への食料・生活必需品支援」について

議員 8月9日に台風9号が九州・中国地方を通過しました。その後も記録的な長期の大雨が続く中、中央公民館、南部公民館及び町民体育館に避難所が開設され、14日には大雨特別警報が発令されました。感染力の強いデルタ株の流行など、刻々と変異を続ける新型コロナウイルスのリスクはさらに高まっています。避難所では「3密(密閉、密集、密接)」の回避や、ソーシャルディスタンスを保つことなどにより、感染を極力抑えることが求められます。

- (1) コロナ禍において、今回の長期の大雨などのように、避難所の開設が必要になった場合、避難所内の感染対策として、どのような取組をお考えですか。
- (2) 避難者のワクチン接種状況は把握していますか。
- (3) 町民の方が避難所を利用する際に、持って来ていただきたい物はありませんか。
- (4) 今年8月の豪雨による町内の避難者は16世帯23人で、対応した職員は7日間で累計33名ですが、人員等に不足はありませんでしたか。
- (5) 水巻町は各公民館等の避難所に必要な物資などを備蓄しているかと思いますが、今後、追加の備蓄が必要だと考えているものはありますか。

ての、地域再生計画の策定状況についてお聞かせください。

- (2) 企業版ふるさと納税の有効活用の現状についてお聞かせください。

町長 (1) 企業版ふるさと納税は、地方公共団体が取り組む

- 地方創生事業に対して企業の皆様が寄附を行った場合に、税額控除の措置を受けることができる制度です。本町の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を、地域再生計画として認定を受けるために、戦略内容を精査し、今年度中に申請を行います。
- (2) 現段階では企業版ふるさと納税向けの地域再生計画の認定を受けておりませんので、活用の実績はありません。

気象庁が推進する地域防災支援の取組について

議員 (1) 水巻町と、福岡管区気象台との連携状況についてお聞かせください。

- (2) 防災気象情報の受け手である市町村にも気象災害情報の専門家を育成していくことが大切です。内閣府、消防庁等が地方公共団体の防災担当職員を対象とした研修を実施しており、このような研修の参加について町としての考えをお聞

水清会

白石雄二
廣瀬猛
津田敏文
大貝信昭

コロナ禍と8月豪雨の避難所について

8月9日に台風9号が九州・中国地方を通過しました。その後も記録的な長期の大雨が続く中、中央公民館、南部公民館及び町民体育館に避難所が開設され、14日には大雨特別警報が発令されました。感染力の強いデルタ株の流行など、刻々と変異を続ける新型コロナウイルスのリスクはさらに高まっています。避難所では「3密(密閉、密集、密接)」の回避や、ソーシャルディスタンスを保つことなどにより、感染を極力抑えることが求められます。

町長

(1)本町では、「水巻町新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所運営方針」の5つの基本方針である、「避難所の過密状態防止」、「避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底」、「避難所スペースの確保及び避難所の消毒」、「避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力」、「感染が疑われる避難者への適切な対応」を基に、避難所運営に携わる職員を中心に運営方針の周知と各避難所での適切な感染防止対策を講じているところです。

(2)避難所に来所された方については、検温や健康チェックは実施していますが、特にワクチンの接種状況に関する聞き取り等は行っていませんので、避難者のワクチンの接種状況は把握していません。

(3)最低限お持ちいただきたいものは、飲料や食料、必要な方には常備薬、財布や保険証等の貴重品です。マスクや消毒液は、避難所でも準備していますが、避難する際にはお持ちいただくことをお勧めしています。

町民の皆様におかれましては、避難所内でも、マスクの着用をはじめ、手指の消毒といった基本的な感染防止対策を徹底していただきますよう、引き続きお願いしてまいります。なお、必要なものは、御家族の状況等によっても変わります。各家庭で御準備いただきたい備蓄品等については、本町のハザードマップである「みずまき防災マップ」にて詳しく紹介してまいりますので、参考にさせていただければと思います。

(4)今回の大雨では、全体で延べ約90名の職員が対応に当たっており、33名は避難所運営を担当した職員の数です。避難所の運営を含め、特に人員等の不足は生じませんでした。仮に大規模な災害が発生した場合等には、対応する職員数を増やし、臨機応変に対応します。

(5)現在、本町の備蓄食料を含む備蓄物資は、商工会前にある水防倉庫での保管が中心になっていますが、災害時には、道路の寸断等により、水防倉庫から各避難所へ物資を運搬できないことも想定されるため、一部の備蓄物資は、避難所に直接保管をしています。なお、購入する備蓄物資は、「水巻町備蓄計画」を基に決定しています。また、令和2年度には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし、避難所での感染防止対策用に、段ボールベッドや段ボールパーテーション等を購入しました。

御家族の状況等によっても変わります。各家庭で御準備いただきたい備蓄品等については、本町のハザードマップである「みずまき防災マップ」にて詳しく紹介してまいりますので、参考にさせていただければと思います。

子供の感染対策について

議員

福岡県内の令和3年8月25日現在の新型コロナウイルス感染者数は累計5万9860人で、遠賀郡では累計705人と県のホームページで発表がありました。従来株よりも遥かに感染力が強いデルタ株の流行等によって、感染者数が爆発的に増えています。福岡県は8月20日から9月12日までの期間を定めて、緊急事態宣言を発令しました。今までは大人から子供へのウイルス感染が主流でしたが、子供から大人への感染に変化してきているようです。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身茂会長が「学校が始まってくることで、また感染拡大や医療逼迫もあり得る」と発言されています。

(1)今以上に、感染が拡大した場合、どのような対策をお考えですか。どのような対策をお考えですか。

(2)新学期が始まり、子供たちも不安な思いで登校していると思えます。学校ではどのような指導をしていますか。

早急に追加の備蓄が必要であると考えている物資はございません。今後、必要となる備蓄物資が生じた場合には、財源等を精査した上で、迅速に対応いたします。

町長

(1)本町におきましては、12歳以上の希望者へのワクチン接種を8月上旬より始めており、8月末現在における、10代の1回目のワクチンの接種率は約28%で、予約者も含めた接種見込み率は、約57%となっております。日本小児科医学会の提言によると、若い世代のワクチン接種では、接種後に緊張やストレスなどで起きる血圧低下や、一時的に意識を失う失神などの副反応が起りやすいと言われています。そのため、集団接種会場では、基礎疾患やアレルギーの有無、予防接種後の体調不良の有無などを、医師が丁寧に聞き取りを行った後、細心の注意を払って接種を行っています。子供への感染を拡げやすめには、子供への感染を拡げやすい保育士・教職員に加え、若い年齢層の保護者へのワクチン接種をスムーズに進め、医療機関における個別接種の体制づくりを早急に進めることが重要です。引き続き、

ワクチン接種を希望する人が、できるだけ早く接種できるように、医療機関における個別接種の体制づくりを早急に進めてまいります。また感染拡大をできる限り未然に防ぐための対策として、特にワクチン接種が承認されていない年齢の子供のいる御家庭での新型コロナウイルスの感染対策を徹底していくよう、啓発に努めてまいります。

教育長

(2)若い世代の感染者数が増加し、若年層の重症化事例も出ているため、不安を抱いている児童生徒や保護者も増加しておりますが、文部科学省等より更新された留意事項やガイドラインにも注意しながら、学校では引き続き「3密」の回避、「毎朝の体温測定」、「マスクの着用」及び「手洗い・手指の消毒」などの基本的な感染対策を徹底していきたくと考えております。

感染が再び拡がる中、子供たちは、更なる自粛を強いられ、計り知れない大きなストレスの中で、日々の生活を送っております。どんな小さな不安や悩みでも、周りの大人たちに相談するように子供たちへ伝えておりますが、これまで感じたことのない思いを、自分から伝えることは難しいと思われ

ます。学校と家庭が共に連携し、いち早く子供の心配ごとを感じ取り、温かく受け止め、子供たちの声にじっくりと耳を傾ける機会をつくり、子供たちの心に寄り添っていくように努めたいと考えております。

(3)同居の家族等が濃厚接触者に特定された場合、PCR検査等の結果が判明するまでは、自宅待機となり、学校に通うことはできません。その検査の結果が陰性であれば学校に通うことができますが、同居の家族内で陽性者が確認された場合は、家族全員が感染者や濃厚接触者となる可能性が高いため、学校保健安全法の規定に基づき出席停止となり、保健所の指導により、概ね2週間は学校に通うことができなくなりました。

福岡県においては、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が高い水準で推移しており、10代以下の新規陽性者の増加が報告される一方で、12歳以上を対象としたワクチンの接種も進められています。

今後は、感染者等やワクチン接種に伴う偏見や差別の防止にも十分留意しながら、換気や手洗いななどの予防策を徹底し、児童生徒や教職員の負担にも配慮した上で、最大限の警戒を行いながら、子供

たちの健やかな学びを保障していきたいと考えております。

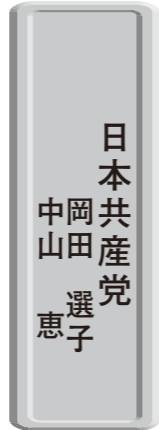
町長

(4)保育所等において新型コロナウイルスの感染が判明した場合、感染した子供や保育士等は、治癒するまでの期間、登園の自粛及び出勤を停止していただくこととなります。

また、周りの子供や保育士等が濃厚接触者に特定された場合は、PCR検査の実施とともに、検査結果が陰性の場合であっても、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して原則2週間経過するまでの間、自宅での健康観察が求められるため、保育所等もその期間、登園の自粛及び出勤を停止していただくこととなります。

保育所等の施設につきましても、保健所からの指導に従い、必要な範囲の消毒を実施するとともに、必要な期間、施設の一部又は全部を休園することとなります。保育所等の休園は、保護者や保護者が勤める企業等をはじめ、町民に与える影響が非常に大きいと考えておりますが、感染力の強いデルタ株の影響とみられる急激な感染拡大により、8月26日現在、全面休園している保育所等の数は全国で179施設あり、1回目の緊急事態宣言期間中の臨時休園数を

超える事態となっております。本町におきましては、引き続き感染予防に最大限配慮しながら、必要な保育を実施してまいりますので、御家庭におかれましては、感染防止対策を徹底していただきますよう、お願いしたいと考えております。



吉田町営住宅の住替えについて

議員

(1)1棟から36棟までの住のない方が10件あるようですが、この方々については、無理な強制退去は行わないと理解してよいですか。

(2)37棟以降に住まれている方々について、特に2階建て住宅の方は、耐用年数も過ぎ、老朽化した居住空間で暮らしています。36棟までの住民の住替えによる居住空間の整備を目の当たりにして、自分たちは一体どうなるのだろうと、不安の声が聞かれます。37棟以降の住替えについて、どのように考えていますか。

町長

(1) 吉田町営住宅住替事業を開始した時点から、契約者の方々には、これまで3回に渡って開催した地元説明会や、電話等での問い合わせにおいて、その都度御説明してきましたが、現状では退去を強制するようなことはありません。しかし、まだ住替え先が確定していない方々に対しては、住替え可能な町営住宅の空き住戸の状況など、住替えに必要な情報を適宜提供するなどとして、今後引き続き丁寧な個別対応に努めます。

(2) 令和3年度より吉田町営住宅1棟から36棟を対象とした住替事業に着手したところであり、住替えを希望しない方も含め、まだ住替え先が確定していない方が22戸もおられます。まず、これらの方々に対しての対応が重要であると考えており、今後も適切に取り組みが必要があります。また、住替えに伴う移転が完了した住棟の除却についても、非常に大規模な事業になると予想されるため、その手法等について、慎重に検討しなくてはなりません。37棟以降については、現在進めている1棟から36棟の住替事業の進捗状況を踏まえた上で、検討する必要があると考えます。

特別障害者手当制度の周知と利用促進について

議員

特別障害者手当は、所得制限はありませんが、在宅で20歳以上、精神や身体に著しく重い障がいがあり、常時特別な介護が必要な人に月2万7350円を支給する国の制度で、障がいのある方を経済的に支援する、極めて有効な制度です。しかし、一般的にはほとんど周知されていません。本制度は、障害者手帳を持っていないでも、主治医の診断書で支給対象となり得ます。在宅でデイサービスなどに通い、家族等から介護を受けている者、また在宅のほか、グループホーム、ショートステイ、有料老人ホームサービス付き高齢者住宅の入所者も対象となり、認知症を含む要介護4、5認定の方も十分対象になり得ます。介護認定の際、制度紹介のチラシを配布する等、本制度の利用が促進されるよう町民に周知を行うべきと考えますが、いかがですか。

町長

これまで特別障害者手当の周知につきましては、身体障害者手帳等の交付時に、窓口で配布している障がい児・者福

祉ガイドブックに掲載し説明を行っています。今後は高齢者の在宅福祉サービスガイドブックにも特別障害者手当について掲載するとともに、ホームページの高齢者サービスの紹介ページからも閲覧できるように整備を予定しています。また、介護保険利用者につきましては、必ず担当のケアマネジャーがケアプランを作成していただきますので、手当に該当する可能性がある方やその家族へ紹介していただくために、ケアマネジャーに対する制度の周知も図っていきたいと考えています。

子ども医療費無料化の18歳までの拡充について

議員

町長選挙の美浦町長のパンフレットに「子ども医療費無料化の対象を18歳まで拡充します」と書いてあり、喜びました。親たちにとって、どれほどの喜びとなり、安心となることでしょうか。今後の若い世代の定住促進の目玉ともなることでしょうか。そこで、一日も早い実施を求めますが、どのようなスケジュールを考えていますか。

町長 「町長選挙の美浦町長のパンフレット」とは、私

無党派
古賀 信行

町の行政改革について

の後援会が作成した討議資料のことと理解してお答えいたします。子ども医療費支給事業は、子供の健康の保持と子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に、福岡県と市町村とで共同助成しています。本町では、平成28年10月から、中学校3年生までの子供を対象に、入院、通院とも自己負担や所得制限がない、医療費の無料化を実施しています。本町の助成内容は、通院、入院とも自己負担がないという点で、県内でも標準以上の手厚い内容となっておりますが、更なる制度の拡充は、子育て支援の推進となり、本町への定住促進の面からも有効な施策の一つであると考え、18歳到達後の年度末までの助成の拡充について計画を進めています。現在、新たに対象となる年代の医療費の試算や、対象者拡大のためのシステム改修費の調査などを行い、令和4年度から実施できるよう検討している状況です。

議員

福島県矢祭町や長野県下條村のように、水巻町も行政改革をする必要があると思

町長

水巻町でも2回の行財政改革を行いました。多額の効果をあげてきました。毎年策定している総合計画の実施計画である中期財政計画の策定時には、事業背景や効果、実施プランの確認、補助金等の財源の確保など、細かく内容を審査し、各事務事業の見直しや検証を行っています。

町営住宅の常時募集について

議員

町は町営住宅が空き家になって次の人を入れるため、多額のお金を使って内部改装をしています。あまりお金をかけないで住宅に困っている人に住宅を提供すべきです。

町長

長年に渡り居住した後の住戸は、全体的に傷みが激しいことが多く、畳とふすまを替える程度の改修では募集を実施することはできません。近年では、トイレの洋式化と床の一部フローリング化は、欠かせないものとなっており、改修費用が増加す

る一因になっています。改修住戸の選定後、町営住宅入居者選考委員会に諮り、募集戸数や募集日程を決定した上で公示を行い、住戸の改修を実施し、入居者の募集をすることから、現在実施している年3回の定期募集方式は妥当なものと考えます。

防犯カメラの設置について

議員

(1) 令和2年6月議会終了後、新たに防犯カメラを設置された箇所はありますか。(2) 事故防止のため、道路の隆起箇所を増やすと同時に、防犯カメラの設置が必要だと思えます。

町長

(1) 令和3年2月に頃末小学校と吉田小学校の2校に防犯カメラを新設しました。(2) いずれのカメラも公共施設の管理上の目的で設置しているもので、道路の交通状況や街中の様子を撮影する目的で設置されたものはありません。道路の隆起(ハンプ)は、住宅横に設置すると振動や音で近隣住民へ迷惑をかけたり、車両の良好な通行性を阻害する恐れがあるため、地元住民や折尾警察署交通課と十分に協議を行った上で設置する必要があります。

議案等の審議結果

(裏面に続きます)

【9月定例会】 ○:賛成 ●:反対 議:議長 欠:欠席 退:退席 除:除斥 ※議長は採決に加わりません。

件名	議決月日	結果	議員													
			1白石雄二	2廣瀬猛	3津田敏文	4大貝信昭	5岡田選子	6中山恵	7古賀信行	8松津宰	9高橋恵司	10入江弘	11住吉浩徳	12松野俊子	13久保田賢治	14水ノ江晴敏
水巻町固定資産評価審査委員会委員の選任について	9/3	同意 大貝純治	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和2年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について	9/17	賛成多数 認定	議	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○
令和2年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9/17	賛成多数 認定	議	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○
令和2年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	9/17	賛成多数 認定	議	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○
令和2年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定について	9/17	賛成多数 認定	議	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○
水巻町個人情報保護条例及び水巻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	9/17	賛成多数 可決	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

議案等の審議結果

(裏面から続きます)

[9月定例会] ○:賛成 ●:反対 欠:欠席 退:退席 除:除斥

件名	議決月日	結果	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
			白石雄二	廣瀬 猛	津田敏文	大貝信昭	岡田選子	中山 恵	古賀信行	船津 宰	高橋 恵司	入江 弘	住吉浩徳	松野 俊子	久保田賢治	水ノ江晴敏
水巻町手数料条例の一部改正について	9/17	賛成多数可決		○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○
高松町営住宅外部改善(14号棟)工事の請負契約の締結について	9/17	賛成多数可決		○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○
令和3年度水巻町一般会計補正予算(第2号)について	9/17	賛成多数可決		○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○
令和3年度水巻町一般会計補正予算(第3号)について	9/17	賛成全員可決		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
コロナ禍における女性や子ども達への緊急支援を求める請願書について	9/17	賛成少数不採択		●	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	○	●
出産育児一時金の増額を求める意見書について	9/17	賛成全員可決		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書について	9/17	賛成少数否決		●	●	●	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●
地球温暖化防止対策の着実な達成のための取組を求める意見書について	9/17	賛成少数否決		●	○	●	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●
コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について	9/17	賛成全員可決		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

議長は賛否同数の場合のみ「議長裁決」として表明します。

花咲く川のほとり
MIZUMAKI



会派表

(令和3年10月1日現在)

会派名	所属議員 (代表者は太字)		
水清会	白石雄二	廣瀬 猛	津田敏文
	大貝信昭		
日本共産党	岡田選子	中山 恵	
有志会	船津 宰	高橋恵司	
さつき会	入江 弘	住吉浩徳	
公明党	松野俊子	久保田賢治	水ノ江晴敏

12月議会定例会日程(予定)

日程は下記のとおりです。傍聴の際の参考にしてください。

- 12月2日(木) 10:00 本会議(提案)
- 12月6日(月) 10:00 本会議(質疑・付託)
- 12月9日(木) 10:00 本会議(一般質問)
- 12月10日(金) 10:00 本会議(一般質問)
- 12月13日(月) 10:00 文厚産建委員会
- 12月14日(火) 10:00 総務財政委員会
- 12月16日(木) 10:00 議会運営委員会(本会議終了後)
- 12月17日(金) 10:00 本会議(採決)

※この日程は予定ですので、変更になる場合があります。
最終決定は11月下旬に開かれる議会運営委員会で行われます。